



北村山公立病院

令和8年度

修学資金貸与制度のご案内



看護師になりたいあなたを
修学資金で支援します

対象者

看護師を養成する学校へ入学予定又は在学している方で、卒業後、直ちに北村山公立病院に看護師として勤務を希望される方

貸与額

月額6万円（年額72万円）以内（無利子）

※貸与を受けた期間の1.5倍の期間、北村山公立病院に勤務した場合は返還免除

お問い合わせ

北村山公立病院 経営管理課

☎0237-42-2111

[住所] 〒999-3792

山形県東根市温泉町2-15-1

[URL] <https://www.hosp-kitamurayama.jp>



1. 修学資金貸与について

1 申込対象者

下記のどちらも満たしている方が対象となります。

- ① 看護師を養成する施設に入学を予定している方又は在学している方
(ただし、最終学年の方は、第1回目締め切り日で受付終了となります。)
- ② 卒業後直ちに北村山公立病院に看護師として勤務する意思のある方

2 貸与の額等

月額6万円以内(無利子)

3 貸与期間

申込みのあった年の4月分から貸与を受ける者が在学する看護師を養成する施設の正規の修学年月の終期まで。

4 募集定員

看護師 8名

5 募集期間について

令和8年10月31日まで

(ただし、定員に達した場合は、その時点で募集終了となります。)

第1回目締め切り 令和8年4月30日 (5月中に選考を実施予定)

第2回目締め切り 令和8年7月31日 (8月中に選考を実施予定)

最終締め切り 令和8年10月31日 (11月中に選考を実施予定)

(なお、看護師養成施設の最終学年の方は、第1回目締め切り日で受付終了となります。)

6 提出書類

- (1) 修学資金貸与申請書(様式第1号の1)

→連帯保証人は成年者であって独立の生計を営み、かつ、修学資金の返還の責任を負うことができる程度に資力を有する方とします。

- (2) 履歴書(様式第1号の2)

- (3) 看護師養成施設に在学中の方は在学証明書(入学予定の方は入学することを証する書類)

7 提出先

北村山公立病院経営管理課総務係

〒999-3792 山形県東根市温泉町二丁目15番1号

※申込様式は北村山公立病院経営管理課(病院2階)で配布するほか、病院ホームページからもダウンロードできます。(提出された書類は返却しません。)

8 審査及び貸与者の決定

書類審査、面接にて選考のうえ貸与者を決定します。

2. 修学資金の返還免除と返還

養成施設卒業後、直ちに北村山公立病院の看護師として勤務し、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間を継続勤務した場合（ただし、この期間が3年未満の場合は3年勤務）は、修学資金の全額の返済が免除されます（勤務中は、返済が猶予されます。）。

ただし、次のような場合は、一括又は貸与を受けた期間に相当する期間内に、貸与された修学資金を返還していただきます。

- ① 中途退学した場合
- ② 心身の故障、学業成績の不良その他の理由により修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められた場合
- ③ 卒業後、1年以内に看護師等の資格を取得しなかった場合
- ④ 卒業後、別の医療機関等へ就職した場合
- ⑤ 返還免除となる勤務期間の満了前に退職された場合（心身の故障等やむを得ない事情による場合を除く）

3. 北村山公立病院 修学資金貸与制度 Q & A

Q1 1年生の時に申し込まないと貸与を受けられませんか？

A1 学年に関係なく貸与を受けることができます。なお、貸与を受けることができる期間は、申込をした年の4月分から正規の修学期間の終期までとなります。

【例】看護師専門学校（3年制）の2年生の場合・・・2年生～3年生の2年間貸与可能

Q2 次年度も継続して貸与を受ける場合、どのような手続きが必要ですか？

A2 毎年度、在学証明書と現況届を提出いただきます。提出書類を確認したうえで、次年度の継続貸与を決定します。

Q3 連帯保証人は親でも良いのですか？

A3 はい。連帯保証人は、独立して生計を営む成年者で修学資金の返還ができる程度の資力を有することが条件です。この条件を満たすのであれば、両親のどちらか1人を連帯保証人とすることができます。

Q4 看護師国家試験に不合格だった場合は直ちに返還しなければなりませんか？

A4 直ちに返還にはなりません。翌年度に実施される国家試験（2回目の受験）に合格して、直ちに北村山公立病院に就職した場合は免除の対象となります。しかしながら、2回目の試験も不合格となった場合は全額返還していただきます。

Q5 修学資金を借りた場合、北村山公立病院への就職に有利になりますか？

A5 修学資金の貸与の有無と採用の可否は無関係です。修学資金の貸与の決定は北村山公立病院への就職を保証するものではありません。北村山公立病院に就職できなかった場合は、全額返還していただきます。

- Q6 看護師養成施設を卒業した後、北村山公立病院に就職せずに進学した場合は、直ちに返還しなければなりませんか？
- A6 返還の義務が生じますが、看護師としての資質向上に寄与する大学又は大学院に進学した場合、その在学中は、正規の修学期間に限り、申請により返還を猶予することができます。
- Q7 看護師を養成する高等学校（看護科3年と専攻科2年課程の学校）の看護科に在学中ですが、貸与は受けられますか？
- A7 高等学校課程の期間（3年）は対象となりませんが、専攻科の2年間は対象となり貸与を受けることができます。
- Q8 北村山地域以外に在住していますが、貸与を受ける事はできますか？
- A8 居住地や住民票での制限はありませんので、対象となります。
- Q9 別の修学資金（奨学金）の貸与を受けていますが、北村山公立病院の修学資金の貸与も受けることはできますか？
- A9 可能です。ただし、他の病院等への就業を前提とした修学資金の貸与を受けている方は、そちらを辞退していただく必要があります。また、当院の修学資金の貸与を受けている場合、他の病院等への就業を前提とした修学資金の貸与を受ける事はできません。

【問合せ先】

北村山公立病院経営管理課総務係

〒999-3792

山形県東根市温泉町二丁目15番1号

電話番号 0237-42-2111

E-mail syokuin@hosp-kitamurayama.jp

URL <https://www.hosp-kitamurayama.jp>

（右のQRコードから病院ホームページへジャンプできます。）

